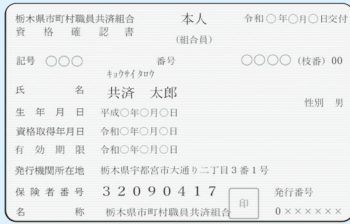


◇「資格確認書」及び「資格情報通知書」の発行について

令和6年11月号では、令和6年12月2日に組合員証及び被扶養者証が廃止となること（経過措置により令和7年12月1日まで有効）をお知らせしましたが、今回は「資格情報通知書」と「資格確認書」についてご案内します。

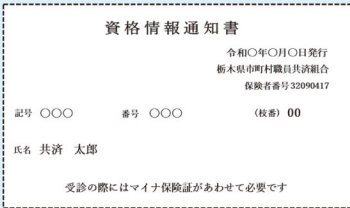


「資格確認書」

資格取得時にマイナ保険証の利用登録をしていない組合員等に、申請の有無にかかわらず「資格確認書」を発行します。

「資格確認書」は、マイナ保険証の代わりとして使用できます。ただし、限度額適用認定証・高齢受給者証の省略はできません。

なお、令和6年12月1日までに発行された組合員証及び被扶養者証をお持ちのマイナ保険証の利用登録をしていない組合員等には、令和7年11月に「資格確認書」を発行する予定です。



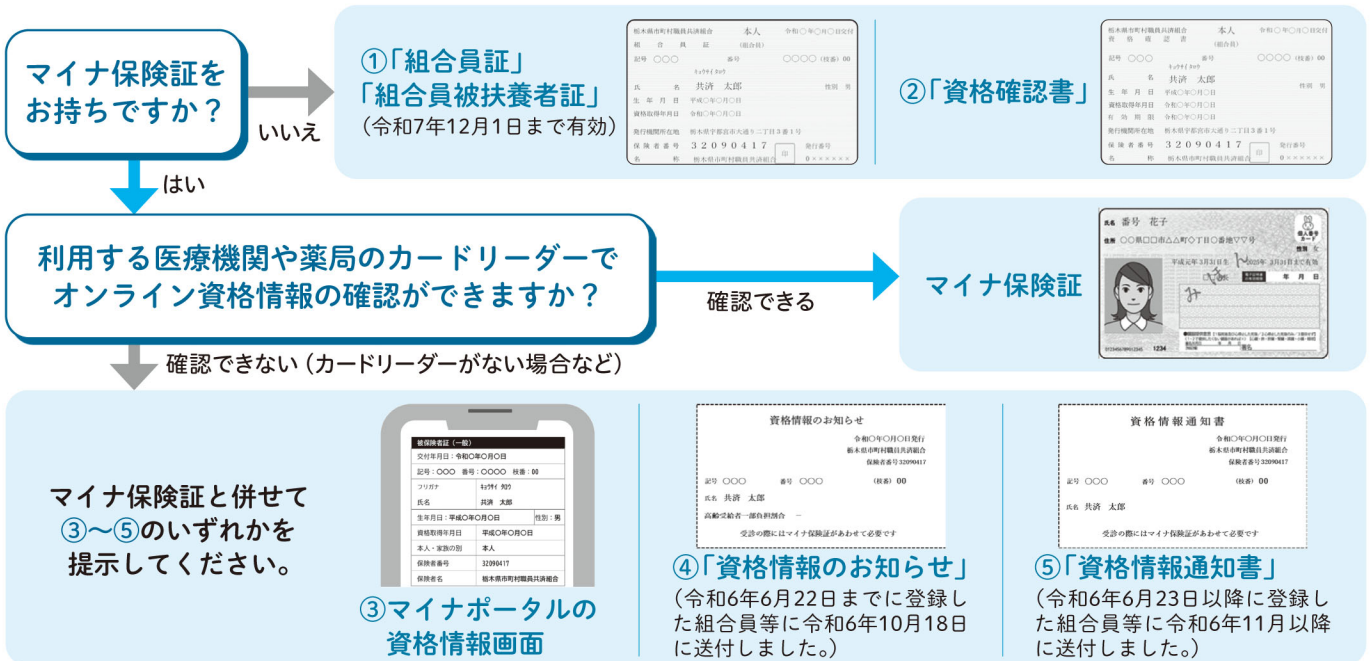
「資格情報通知書」

組合員または被扶養者の資格取得時に「資格情報通知書」を発行します。

「資格情報通知書」は、資格取得の確認をするほか、マイナ保険証が利用できない医療機関においては「資格情報通知書」をマイナ保険証とあわせて提示することで、医療機関を受診することができます。

◇組合員等の資格確認の方法が変わりました!

医療機関等を受診する際の資格確認方法は、次のとおりとなります。



当組合の一部事業（人間ドック・PET検査、特定健診・特定保健指導、指定・協定宿泊施設、冬季レジャー施設（ハンターマウンテン除く）、物資事業等）を利用する際に必要な資格確認も、カードリーダーでオンライン資格確認ができる場合を除き、①～⑤のいずれかを提示することになります。

◇マイナ保険証の利用登録を解除したいときは

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしている組合員等が、利用登録の解除を希望する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を所属所の共済事務担当課へ提出してください。

なお、申請書は所属所の共済事務担当課にあります。[こちら](#)からダウンロードすることもできます。

また、令和6年12月2日以降に加入した組合員等がマイナ保険証の利用登録を解除した場合は、「資格確認書」を発行します。